

## 委任専決に関する執行部からの申入れについて

## 1 執行部からの申入れ内容

①現在指定されていない「歳入の徴収に係る訴えの提起、調停及び和解」について、委任専決の指定を行うこと。

(※訴えの提起については、上限なし。調停及び和解については、一定の上限を設ける。)

②既に指定されている「支払督促に係る訴えの提起及び和解」について、①に準ずるように委任専決の指定を改めること。

## 2 現在、委任専決に指定されている事項

(1)行政機関の位置または管轄区域を定める条例の改正 (S29年9月30日議決)	市町村の廃置分合の処分に従い、耕地事務所、警察署その他の行政機関の位置または管轄区域を定める条例をその位置あるいは管轄区域に関して改正する場合、その位置もしくは区域に変更を生じない改正に限り、地方自治法第180条の規定により、これを知事が専決処分にする事ができるものに指定する。
(2)自動車事故による損害賠償 (S46年2月27日議決)	法律上県の義務に属する自動車事故による損害賠償のうち、その額が1件につき自動車損害賠償保障法施行令第2条第1号イに掲げる限度額(※3000万円)以下の損害賠償額の決定及びこれに伴う和解に関し地方自治法第180条の規定により、これを知事が専決処分にする事ができるものに指定する。
(3)県営住宅に係る訴えの提起、調停及び和解 (S61年3月26日議決)	県営住宅に係る家賃、割増賃料若しくは損害賠償金の支払又は明渡しの請求に関する訴えの提起、調停及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、これを知事が専決処分にする事ができるものに指定する。
(4)県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償 (H10年12月18日議決)	法律上県の義務に属する県管理道路における県の管理瑕疵による事故の損害賠償のうち、その額が1件につき500万円以下の損害賠償額の決定及びこれに伴う和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、これを知事が専決処分にする事ができるものに指定する。
(5)支払督促に係る訴えの提起及び和解 (H21年5月15日議決)	県の申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起でその目的の価額が500万円以下のもの及びこれに係る和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、これを知事が専決処分にする事ができるものに指定する。